

学校移動展示用パッケージ運用要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という）が作成した学校移動展示用パッケージ及びそれを収納するコンテナ（以下「パッケージ」という）の貸出について定めるものとする。

(パッケージの帰属)

第2条 パッケージの帰属は、ネットワークセンターとする。

(パッケージ及びコンテナの管理等)

第3条 パッケージの管理及び貸出、返却に関する一切の事務処理は、各教育事務所および山鹿市教育委員会（以下「各教育事務所等」という。）が行うものとする。

(貸出対象)

第4条 貸出対象は、各教育事務所等管内の公立小学校、中学校（以下「各学校」という。）とする。

(借用期間)

第5条 各学校のパッケージ借用期間は、各教育事務所等が、年度当初に各学校それぞれの理科代表校長から出された希望に沿って作成された貸出計画書によるものとする。

2 各教育事務所等管内の学校数により、1つのパッケージがすべての学校を巡回する期間は、1年から3年とする。

3 貸出期間は、5月以降とし、各学校1か月以内を原則とする。

(借用方法)

第6条 借用する各学校は、各教育事務所等の貸出計画書に従い、現借用学校にパッケージを受けとりに行くことで借用を行ったものとする。受けとる際は、リスト表で中身を確認し受け取るものとする。

2 借用中の各学校は、次に展示する学校にパッケージを引き渡したことにより、パッケージを返却したものとする。返却後「返却報告書」（別記第2号様式）を各教育事務所等に提出する。

3 パッケージの移動に伴う旅費は、各学校負担とする。

(紛失等の取扱い)

第7条 各学校が借受けたパッケージを紛失したときには、「紛失報告書」（別記第3号様式）を、著しく汚損、破損したときには、「汚損・破損報告書」（別記第4号様式）返却時に所管の各教育事務所等に提出する。

2 各教育事務所等は、提出された「紛失報告書」及び「汚損・破損報告書」の写しを速やかにネットワークセンターに提出するものとする。

3 ネットワークセンターは、適正な管理のもとで、パッケージを紛失、汚損、破損した

ときには、これを無償で修理・補完する。

4 各学校は、パッケージの適正な管理を怠り、これを紛失、汚損、破損したときには、対応についてネットワークセンターと協議するものとする。

(保管)

第8条 長期休業中及び年度末・年度初めの保管については、その期間に展示が終了した学校で保管するものとする。

(報告)

第9条 各教育事務所等は、運用状況(別記第1号様式)を、毎年9月30日及び3月20日にネットワークセンターに報告するものとする。

(メンテナンス)

第10条 年に一度ネットワークセンターの職員が、各パッケージの状態を確認しメンテナンスを行う。

附則

(1) この要項は、平成27年3月6日から施行する。

(2) この要項は、平成28年2月18日から施行する。